

平成16年度第1回 かごしままちづくり会議資料

日時：平成17年2月3日（木）午後2時～
場所：かごしま市民福祉プラザ5階中会議室

目 次

	ページ
1 まちづくり推進組織の運営方針について（案）	1～2
2 まちづくり推進組織の取扱いに係る合併協議会提出資料	3～4
3 地域まちづくり会議及びかごしままちづくり会議の設置要綱	5～8
4 まちづくり推進組織の委員名簿	9～10
5 鹿児島市の市民参画を推進する条例（抜粋）	11～12
6 まちづくり推進組織における協議フロー（案）	13
7 まちづくり推進組織の会議開催スケジュール（案）	14
8 平成16年度第1回地域まちづくり会議概要	15～17

別 冊

- 参考1 合併協定書
- 参考2 新市まちづくり計画
- 参考3 合併協議会だより市町村建設計画案特集号
- 参考4 合併までのあゆみ
- 参考5 おすすめ鹿児島コースガイド

まちづくり推進組織の運営方針について（案）

1 まちづくり推進組織の位置づけ

- (1) 合併協定項目「まちづくり推進組織の取扱い」の提案説明（第8回合併協議会で提案）
鹿児島地区におきましては、法に規定する地域審議会以上に5町の皆様がそれぞれの地域のまちづくりに関して自由闊達に意見や提言を述べることができ、さらに地域審議会の権能にはない新市全体のまちづくりを協議する組織を両方設置をいたしまして、両組織がまちづくりに関する幅広い審議の中から住民の意見を伺っていく方が、法に定める地域審議会よりもより住民に密着したまちづくりが推進できることから、地域審議会には設置をしないという結論になりました。（合併協議会事務局長）
- (2) 合併協定項目「まちづくり推進組織の取扱い」の調整方針（第9回合併協議会で確認）
1市5町の合併後のまちづくり等の推進に関して協議する組織については、地域まちづくり会議（仮称）及びかごしままちづくり会議（仮称）を設置することとし、具体的な事項については、合併時までに1市5町の長が別に協議するものとする。
- (3) 具体的事項（第17回合併協議会で報告）
合併協議会提出資料は3～4ページのとおり
- (4) 地域まちづくり会議の所掌事項（設置要綱第2条）
当該地域のまちづくりについて協議すること。
当該地域において行われる事務事業について協議すること。
前2号に定めるもののほか、新市まちづくり計画について協議すること。
設置要綱は5～6ページのとおり
- (5) かごしままちづくり会議の所掌事項（設置要綱第2条）
合併後の本市のまちづくりについて協議すること。
地域まちづくり会議からの意見及び提言について協議すること。
前2号に定めるもののほか、新市まちづくり計画について協議すること。
設置要綱は7～8ページのとおり

2 まちづくり推進組織の会議運営の考え方

- (1) 地域まちづくり会議における意見及び提言の取扱いについては、当該地域の住民、住民自治組織及び各種団体等並びに所管支所が協働して、それぞれ主体的に課題解決に取り組むことを基本とする。
- (2) 地域まちづくり会議における意見及び提言で、全市的な見地から協議すべき事項については、かごしままちづくり会議において協議する。
全市的な見地から協議すべき事項を例示すれば、次のとおり。
・ 当該地域だけでなく他地域との関係を図ることによって、さらに効果的な実施が可能になると考えられる施策（観光、都市農村交流など）
次のような事項については、かごしままちづくり会議ではなく、各地域まちづくり会議において協議することを原則とする。
・ 当該地域の住民を主たる対象者とする施策

- (3) 地域まちづくり会議及びかごしままちづくり会議は、行政当局から諮問された特定の計画に対する答申のとりまとめや、個別事業の実施の可否について審議を行う議決機関ではなく、合併後のまちづくりに関して自由闊達に意見及び提言を述べる協議のための機関とする。
- (4) 地域まちづくり会議及びかごしままちづくり会議における意見及び提言については、各会議の事務局においてとりまとめを行い、市の施策に関する事項については、関係部局において施策への反映について検討を行うとともに、当該意見等に係る検討結果等について各会議へ報告するものとする。

3 会議運営にあたっての留意点

(1) 地域まちづくり会議について

会議における意見及び提言については、所管支所と企画部とが連携して、各地域において協議する事項と全市的に協議する事項等の整理を行い、関係部局との連絡調整を図るべき事項については、所管支所から関係部局へ伝達する。

会議における意見及び提言で、全市的に協議する事項については、企画部を通じてかごしままちづくり会議へ伝達するとともに、当該地域まちづくり会議の会長は、かごしままちづくり会議の委員として、必要に応じて補足説明を行う。

会議における協議事項とすることが適当か否か疑義を生じたときは、鹿児島市の市民参画を推進する条例第 7 条第 2 項の規定に準じて判断する。

上記により会議の協議事項としない事項を例示すれば、次のとおり。

- ・ 税及び使用料・手数料等の徴収に関する事項。
- ・ 法令等により住民の意見聴取手続や実施基準が定められている事項。
- ・ 職員人事など行政内部事務に関する事項。

市民参画条例は 1 1 ~ 1 2 ページのとおり

(2) かごしままちづくり会議について

会議における意見及び提言で、関係部局との連絡調整を図るべき事項については、企画部から関係部局へ伝達する。

会議における協議事項とすることが適当か否か疑義を生じたときの対応は、地域まちづくり会議の例による。

(3) 両まちづくり会議の係について

地域まちづくり会議の開催後、会議結果のとりまとめ作業に要する期間を見込んで、概ね 2 ~ 4 週間後にかごしままちづくり会議を開催する。

(4) 両まちづくり会議と鹿児島市の市民参画を推進する条例との関係について

両まちづくり会議は、条例第 7 条第 1 項各号に規定する施策を行うものではないことから、条例第 1 4 条から第 1 7 条までに規定する審議会等には該当しないものとする。

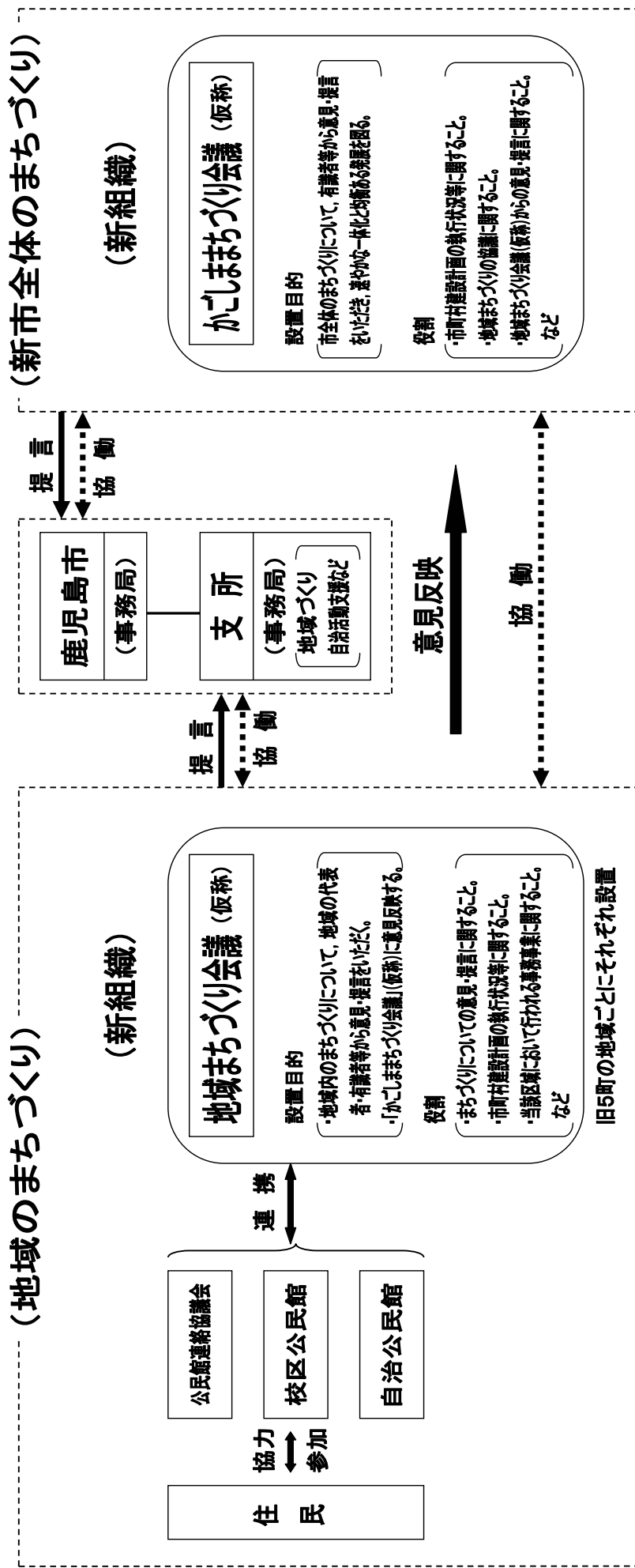
ただし、新市まちづくり計画の変更について、両まちづくり会議に付議する場合は、この限りでない。

両まちづくり会議における意見等の取扱い並びに会議記録の作成等については、条例第 9 条、第 1 0 条及び第 1 7 条の規定に準じて、各会議の事務局が行う。

(40) まちづくり推進組織の取扱い

項 目	内 容	
	地域まちづくり会議（仮称）	かごしままちづくり会議（仮称）
組 織 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・委員は、15人以内とする。 ・委員は、次に掲げる者とする。 （1）住民自治組織から選出された者 （2）各種団体等から選出された者 （3）学識経験を有する者 <p>・会議は、委員の互選により選出された会長、副会長及び委員をもって組織する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員は、15人以内とする。 ・委員は、次に掲げる者とする。 （1）地域まちづくり会議から選出された者 5人 （2）各種団体等から選出された者 4人 （3）学識経験を有する者 2人 （4）公募により選任された者 2人 （5）市関係者 2人 <p>・会議は、委員の互選により選出された会長、副会長及び委員をもって組織する。</p>
所 掌 事 項	<p>当該地域のまちづくりに関すること。</p> <p>当該地域において行われる事務事業に関すること。</p> <p>新市まちづくり計画に関すること。</p>	<p>新市のまちづくりに関すること。</p> <p>地域まちづくり会議からの意見・提言に関すること。</p> <p>新市まちづくり計画に関すること。</p>
設 置 時 期	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年1月1日 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年1月1日
会 議 等	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催は、1年度に5回以内とする。 ・会長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催は、1年度に5回以内とする。 ・会長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、開催する。

（まちづくり推進組織の概要図）



調整方針〔第8回合併協議会提案（H.15.10.7）第9回合併協議会確認（H.15.10.28）〕

- ・1市5町の合併後のまちづくり等の推進に関して協議する組織については、地域まちづくり会議（仮称）及びかごしままちづくり会議（仮称）を設置することとし、具体的なことについては、合併時までに1市5町の長が別に協議するものとする。

地域まちづくり会議設置要綱

(設置)

第1条 合併後の本市のまちづくりにおいて速やかな一体化と均衡ある発展を図るため、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入前に次の各号に掲げる町であった地域（以下「地域」という。）ごとに当該各号に定める地域まちづくり会議を設置する。

- (1) 吉田町 吉田地域まちづくり会議
- (2) 桜島町 桜島地域まちづくり会議
- (3) 喜入町 喜入地域まちづくり会議
- (4) 松元町 松元地域まちづくり会議
- (5) 郡山町 郡山地域まちづくり会議

(所掌事項)

第2条 地域まちづくり会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該地域のまちづくりについて協議すること。
- (2) 当該地域において行われる事務事業について協議すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、新市まちづくり計画について協議すること。

(組織)

第3条 各地域まちづくり会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 住民自治組織から選出された者
- (2) 各種団体等から選出された者
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 各地域まちづくり会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、各地域まちづくり会議を代表し、会務を総理し、各地域まちづくり会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議の開催回数は、1年度につき5回以内とする。ただし、会長が特に必要があると認め

るとき及び次項の規定によるときは、この限りでない。

3 会長は、委員（会長である委員を除く。）の3分の1以上の者から会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（庶務）

第7条 各地域まちづくり会議の庶務は、当該地域を所管する支所の総務市民課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、各地域まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

（平成16年度の任期の特例等）

2 平成16年度に委嘱された委員の最初の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

3 平成16年度に開催する会議の回数は、第6条第2項の規定にかかわらず、2回以内とする。

かごしままちづくり会議設置要綱

(設置)

第1条 合併後の本市のまちづくりにおいて速やかな一体化と均衡ある発展を図るため、かごしままちづくり会議を設置する。

(所掌事項)

第2条 かごしままちづくり会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合併後の本市のまちづくりについて協議すること。
- (2) 地域まちづくり会議からの意見及び提言について協議すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、新市まちづくり計画について協議すること。

(組織)

第3条 かごしままちづくり会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる区分ごとに市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域まちづくり会議から選出された者 5人以内
- (2) 各種団体等から選出された者 4人以内
- (3) 学識経験を有する者 2人以内
- (4) 公募に応じた者 2人以内
- (5) 市職員 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 かごしままちづくり会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、かごしままちづくり会議を代表し、会務を総理し、かごしままちづくり会議の会議(以下「会議」という。)の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議の開催回数は、1年度につき5回以内とする。ただし、会長が特に必要があると認めるとき及び次項の規定によるときは、この限りでない。

3 会長は、委員(会長である委員を除く。)の3分の1以上の者から会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(庶務)

第 7 条 かごしままちづくり会議の庶務は、企画部合併対策室において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、かごしままちづくり会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 1 6 年度に委嘱され、又は任命された委員の最初の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。

3 平成 1 6 年度に開催する会議の回数は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、2 回以内とする。

まちづくり推進組織の委員名簿

(平成17年2月3日現在)

吉田地域まちづくり会議			桜島地域まちづくり会議			喜入地域まちづくり会議		
職名等	氏名	摘要	職名等	氏名	摘要	職名等	氏名	摘要
吉田校区公民館長	井前 真人		公民館連絡協議会会長	萩原 道也	会長	瀬々串校区公民館運営審議会委員長	追立 時男	
本城校区公民館長	中川 雅文		公民館連絡協議会監事	時村 悟		中名校区公民館運営審議会委員長	今村 亨	
本名校区公民館長	小向得 庇		桜島町婦人会会長	上園 徳子		喜入校区公民館運営審議会委員長	池島 規夫	
宮校区公民館長	松下 正		桜島町婦人会副会長	今村 敬子		一倉校区公民館運営審議会委員長	馬場 盛昭	
牟礼岡校区公民館長	今村 壽男		農業後継者 代表	竹ノ下 誠		前之浜校区公民館運営審議会委員長	増永 三郎	
吉田町女性団体連合会会長	児玉 ミヤ子		主任児童委員	北村 和代		生見校区公民館運営審議会委員長	生見 忠昭	
女性サークル代表	窪 三智子		元桜島町社会福祉協議会評議員	村永 やすよ		喜入地域女性連代表	都筑 綾子	
吉田町商工会青年部長	谷口 真一		桜島町商工会会長	久米 秀一		子育てグループ「ボレボレ」代表	西留 まなみ	
福祉女性団体代表	稲留 京子		グリーン鹿児島農協桜島支店長	村山 眞一郎		主任児童委員	日高 みどり	
農業女性団体代表	脇田 サトエ		西桜島漁業協同組合組合長	森 勝哉		喜入町商工会長	淵田 攻	
元保育園連絡会代表	大丸 法照		鹿児島市体育協会桜島支部長	徳永 辰則		J A いぶすき理事	中釜 靖子	
吉田ビガークラブ会長	脇田 清重		桜島町高齢者クラブ会長	西元 芳弘		喜入中学校PTA会長	仮屋 卓三	
人権擁護員	松田 潤子		元桜島町助役	上山 秀一	副会長	きらめきべっぴんネット喜入地域会員	鎮守 喜代美	
元吉田町長	西園 登	会長	元桜島町議会議長	武 正行		元喜入町助役	今別府 健司	会長
元吉田町議会議長	米 満 忠	副会長	元桜島町議会合併調査特別委員会委員長	山元 満		元喜入町議会議長	増永 力夫	副会長

まちづくり推進組織の委員名簿

(平成17年2月3日現在)

松元地域まちづくり会議			郡山地域まちづくり会議			かごしままちづくり会議		
職名等	氏名	摘要	職名等	氏名	摘要	職名等	氏名	摘要
公民館連絡協議会会長	定 榮 一 郎		郡山地区公民館長	北 野 昭 三	副会長	吉田地域まちづくり 会議会長	西 園 登	
公民館連絡協議会委員	四 元 満		花尾地区公民館長	前 田 利 春		桜島地域まちづくり 会議会長	萩 原 道 也	
公民館連絡協議会委員	宇 田 市 男		東保自治会長	畠 田 勝 志		喜入地域まちづくり 会議会長	今別府 健 司	
公民館連絡協議会委員	竹之内 推 吉		郡山町地域婦人連絡 協議会会長	黒 岩 よし子		松元地域まちづくり 会議会長	四 元 泰 盛	
松元町地域婦人会連 絡協議会副会長	野間口 美智子		郡山生活学校代表者	川 崎 春 代		郡山地域まちづくり 会議会長	梶 島 諭	
元松元町社会教育委員	宇 田 里 美		NPO法人「ほたる の里」ホームヘルパー	池 田 千 幸		株式会社山形屋代表 取締役社長	岩 元 純 吉	
民生委員・児童委員	湯 元 千 恵 子		民生委員児童委員 (郡山地区民児協)	南 節 夫		鹿児島市衛生自治団 体連合会会長	岡 本 阜 八	
松元町食生活改善推 進員連絡協議会会長	内 カズ子		郡山地域婦人団体連 絡協議会書記	原 口 チミヨ		日本ガス株式会社常 務取締役	津 曲 貞 利	
松元町商工会会長	大 藪 統 秀		郡山町商工会長	福 永 朋 春		公募市民	中 迎 蘭	
元松元町農業委員	吉 満 隆 行		鹿児島市農業委員 (元郡山町農業委員 会会長)	諏訪田 達 夫		ときめき・らんど はなみずき代表	永 山 恵 子	
元松元町社会教育委員	坂 口 鷹		元郡山町教育委員	梶 島 諭	会 長	鹿児島市教育委員	奈良迫 ミチ子	
元松元町教育委員	山 田 邦 子		元郡山町まちづくり 委員会委員	山 下 久 代		公募市民	野 口 誠	
元松元町文化財保護 審議会副会長	新 山 昇		元郡山町まちづくり 懇話会委員	久保山 宏		鹿児島大学法文学部 教授	宮 廻 甫 允 会 長	
元松元町長	四 元 泰 盛	会 長	元郡山町議会議長	盛 満 一 兵		鹿児島市総務局長	大 平 和 久	
元松元町議会議長	和 田 幸 一	副会長	元郡山町議会副議長	多 丸 良 一		鹿児島市企画部長	成 清 次 男	

鹿児島市の市民参画を推進する条例（抜粋）

（市民参画手続の対象等）

第7条 市民参画手続の対象となる施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 公用又は公共用に供される重要な施設の建設等に係る計画の策定又は変更
- (3) 次に掲げる条例、規則等の制定又は改廃
 - ア 市の基本的な方針又は制度を定めるもの
 - イ 市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とするもの
 - ウ 市民生活に重大な影響を及ぼすもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に市民参画手続を実施する必要があると認められるもの

2 前項第1号から第3号までに掲げる施策のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参画手続の実施を要しないものとする。

- (1) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの（金銭徴収を含む条例を新たに制定する場合にあっては、金額に関する事項に限る。）
- (2) 意見聴取手続が法令等により定められているもの
- (3) 実施基準が法令等により定められているもの
- (4) 施設、設備等の維持管理に関するもの
- (5) 実施機関の内部にのみ適用されるもの
- (6) 軽微なもの
- (7) 緊急を要するもの

3 略す

（提出された意見等の取扱い）

第9条 実施機関は、市民参画手続を経て提出された市民の意見等を市の施策に反映させるよう努めなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する市民の意見等に対する検討を終えたときは、鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当するものを除き、別に規則で定める事項について、速やかに公表するものとする。

規則第2条 条例第9条第2項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の検討結果

（公表の方法）

第10条 第7条第3項、前条第2項、次条、第13条第1項、第15条第4項及び第16条第2項の規定に基づく公表は、別に規則で定める方法により行うものとする。

規則第3条 条例第10条に規定する公表の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) インターネットによる公開
- (2) 公表に係る施策の所管課での供覧
- (3) 市政情報コーナーでの供覧

- 2 実施機関は、必要に応じ、前項各号に定める方法以外の方法により条例第10条に規定する公表を行うよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により公表を行う場合において、対象となる施策の内容全体を公表することが困難な場合は、当該内容全体の閲覧方法を明示したうえで、その概要を公表することができるものとする。
- 4 実施機関は、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等により、条例第10条に規定する公表が行われたことを市民に周知するよう努めなければならない。

(審議会等への付議)

第14条 審議会等に付議する方法により行う市民参画手続の実施及びその審議会等の構成員の選考等については、前節及び次条から第17条までに定めるところによる。

(審議会等の構成員)

第15条 実施機関は、法令等の定めその他正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を審議会等の構成員に加えるものとする。

- 2 実施機関は、審議会等の構成員を選考するに当たっては、男女の割合に配慮するとともに、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。
- 3 第1項の公募の実施及び前項の審議会等の構成員の選考に関し必要な事項は、実施機関が別に定めるものとする。
- 4 実施機関は、毎年度、審議会等の構成員の氏名及び選任の区分を公表するものとする。

(審議会等の会議公開の原則)

第16条 審議会等の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、これを公開するものとする。ただし、不開示情報が明らかになることその他正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

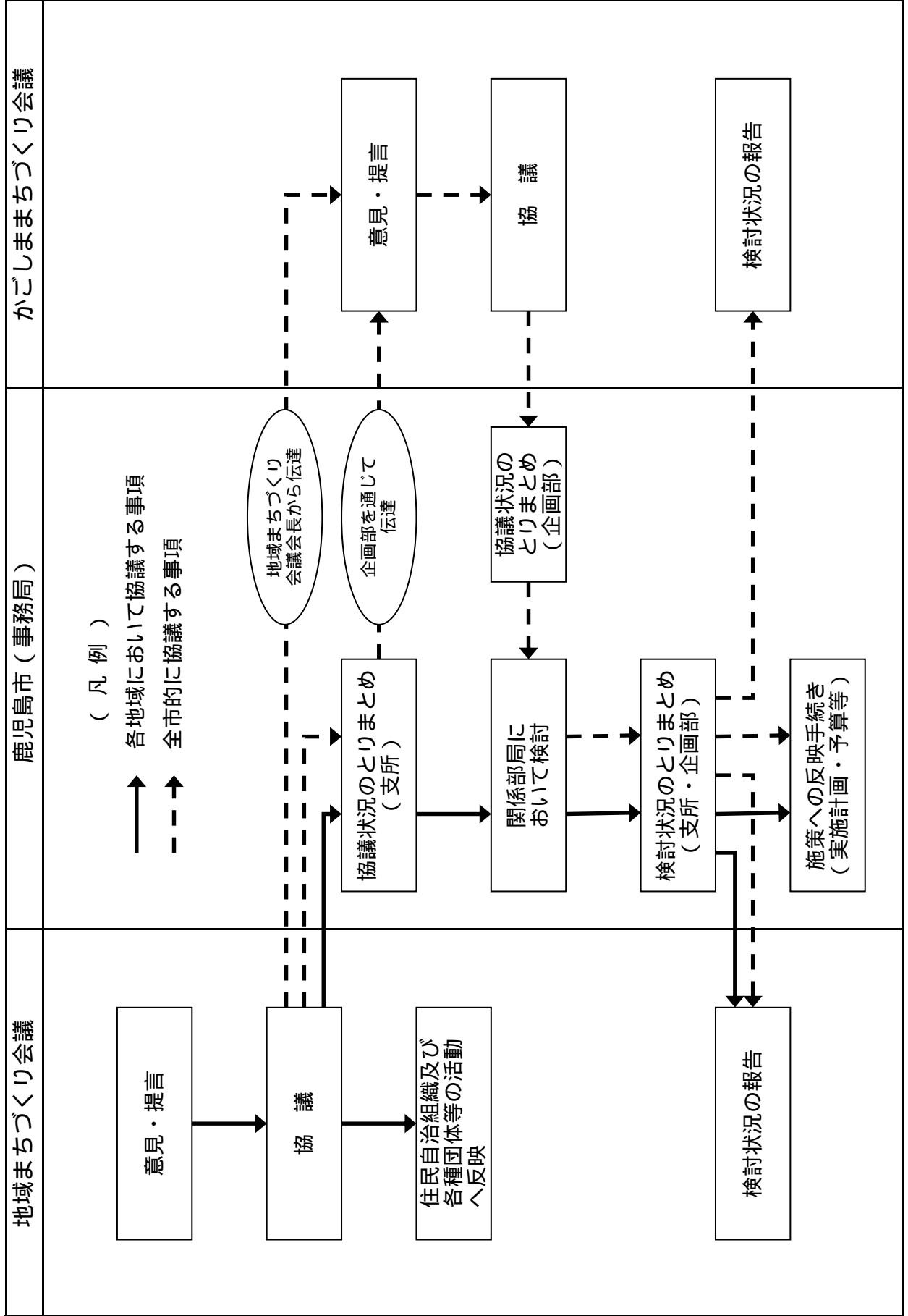
- 2 実施機関は、会議を非公開とする場合及び緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、会議の開催に当たっては、事前に開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。
- 3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を提供する等傍聴者が当該会議の内容について理解を深めることができるよう努めなければならない。

(会議に関する記録の作成及び公開)

第17条 実施機関は、会議が開催されたときは、当該会議に関する記録を作成するものとする。

- 2 前項の会議に関する記録は、これを公開するものとする。ただし、当該記録に不開示情報が記録されているときは、鹿児島市情報公開条例第8条に規定する公文書の部分開示の方法の例により当該不開示情報が記録されている部分を除き公開するものとする。

まちづくり推進組織における協議フロー（案）



まちづくり推進組織の会議開催スケジュール（案）

年次	開催時期	地域まちづくり会議	かごしままちづくり会議
16年度	1月下旬 ～ 2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱 ・ 会長互選 ・ 会議の進め方に係る協議 ・ 新市まちづくり計画の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱 ・ 会長互選 ・ 会議の進め方に係る協議 ・ 新市まちづくり計画の説明
	3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17年度予算の説明 ・ 支所空きスペース活用策の検討の進め方に係る協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17年度予算の説明
17年度	5月中旬 ～ 5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見及び提言の取扱いに係る協議 ・ 支所空きスペース活用策の協議（以後、適宜継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5支所管内視察
	7月上旬 ～ 7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画見直し案の説明及び意見交換 ・ 意見及び提言の集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画見直し案の説明及び意見交換 ・ 各地域まちづくり会議からの意見及び提言の説明及び意見交換
	11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画の説明
	3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18年度予算の説明 	<ul style="list-style-type: none"> 18年度予算の説明

平成16年度第1回地域まちづくり会議概要

区分	吉田地域まちづくり会議	桜島地域まちづくり会議	喜入地域まちづくり会議	松元地域まちづくり会議	郡山地域まちづくり会議
開催日時	平成17年1月22日(土) 9:30~11:07	平成17年1月23日(日) 15:50~17:40	平成17年1月23日(日) 9:30~10:57	平成17年1月23日(日) 13:00~14:30	平成17年1月22日(土) 14:00~15:27
開催場所	吉田福祉センター2階会議室	桜島公民館2階大研修室	喜入八幡温泉保養館2階第1会議室	松元支所3階大会議室	郡山支所3階会議室
出席者数	委員15人	委員15人	委員14人	委員15人	委員14人
会議内容	1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 正副会長選出 5 協議 (1)会議の進め方について (2)新市まちづくり計画について (3)その他 6 閉会	同左	同左	同左	同左
主な意見	・会議資料を事前に送付してほしい。 ・新しい市営住宅を児童減少が進んでいる小規模校の周辺に建設してほしい。 ・通勤者用のフェリーの自動車定期券制度を設置してほしい。	・旧市域への通勤、通学に合わせるために桜島フェリーを経由して旧市域と桜島地域を直結する市営バスの路線を検討してほしい。	・国道226号の整備を国へ働きかけてほしい。 ・生見海水浴場の整備に取り組んでほしい。	・松元地域に消防分遣隊を早急に設置してほしい。 ・児童数減少対策のため、東昌地区に市営住宅を建設してほしい。	・まちづくり会議での意見がどの程度市政に反映されるのかが、一番大事な部分だと思っているので、よろしくお願いたい。 ・郡山地域に係る各種施策、事業については、できるだけ明確なスケジュールを示し、計画期間内の実施に努めてほしい。 ・商工会が実施する夏祭りや八重山ハイキング等のイベントを含め、商工会運営に対する支援を引き続きお願いたい。

平成16年度第1回地域まちづくり会議概要

区分	吉田地域まちづくり会議	桜島地域まちづくり会議	喜入地域まちづくり会議	松元地域まちづくり会議	郡山地域まちづくり会議
<p>主な意見</p>	<p>・子どものしつけはお年寄りとの交流が大事なので、高齢者と組み合わせた市営住宅の入居を考えてほしい。</p> <p>・県道の整備や信号機の設置など市からも動きかけてもらいたい。</p> <p>・吉田小学校の改築移転問題はどうか。</p>	<p>・溶岩グラウンドまたは多目的広場のうち、1つのグラウンドを屋根つきのドームグラウンドにして、利用促進を図ってほしい。</p> <p>・長谷港に荷揚げ作業時の上屋を建設してほしいことと、また、今後も長谷港、白浜港の整備は継続してほしい。</p> <p>・温度低下により加温営業を続けている白浜温泉の新たな泉源掘削を平成17年度で実施してほしい。</p> <p>・火の島祭りをこれまで以上に盛り上げてほしい。</p>	<p>・生涯学習等の拠点となる中央公民館を建設してほしい。</p> <p>・喜入公民館を生涯学習施設として大規模改修してほしい。</p> <p>・ラメール中名市営住宅の建設を促進してほしい。</p> <p>・農業振興が今後の地域活性化の課題であり、地域の人づくりとその支援策が重要である。</p>	<p>・食生活改善推進員の活動に対して補助をしてほしい。また、栄養士を支部に配置してほしい。</p> <p>・お茶の防霜ファンの設置に対して補助をしてほしい。</p> <p>・JR鹿児島本線上の跨線橋が完成するのに伴い、市道松元石谷線を拡幅し、歩道をつけてほしい。</p> <p>・商工会への補助金については、合併後3年間は現行どおりしてほしい。</p>	<p>・従来、商工会事業の一環として実施してきた八重山ハイキング、甲突池水神祭りは、さらに充実したものとなるよう鹿児島市の観光イベントとして実施してほしい。</p> <p>・消防分遣隊の設置については、遅れることのないよう設置してほしい。</p> <p>・郡山地域中心部と農村部と二極化が今から進行して、それが今後、更に進むであろうと考えており、農村部の地域づくりは、農業、農村、農家を除いては、できないのではないかと捉え方をしている。今後の機会において、そういう観点から地域づくりの発言をやっていただきたい。</p> <p>・今後は、郡山地域の個性・特性というものを生かして鹿児島市全体の中でどう輝くかという形の中で我々は今までと発想を変えて、今後のまちづくり会議の中でいろいろな提言をしていけばいいのではないかと考えている。</p>

平成16年度第1回地域まちづくり会議概要

区分	吉田地域まちづくり会議	桜島地域まちづくり会議	喜入地域まちづくり会議	松元地域まちづくり会議	郡山地域まちづくり会議
主な意見		<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線維持費もかかるだろうが、既に全戸に整備されているので、今後活用できるよう施設を維持してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者が資金を借り入れする際、担保や保証人の件でうまくいかない場合があるので、行政とJAが連携して支援できないか検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上谷口土地区画整理事業は、スケジュールを示して早期に着手してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・郡山地区の土地区画整理事業は、20年度完成予定で事業を実施しており、現在までの進捗率が事業費で約40%というような状況であるが、地域の顔として、また地域中心としての機能を図るため、また完成後の波及効果等を勘案した場合、1日も早い完成を要望する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・市営バス60番線のダイヤが、合併後数本変更になっているが、ダイヤの編成にあたり少なくとも船舶部との協議がなされたことだったのが、また、住民は旧ダイヤに慣れているので、考慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に隣接して建設する校区公民館については、その建設工事にあたって学校教育に支障のないよう配慮してほしい。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の重なる台風で農業ハウス施設のビニールが痛んでいるので、緊急に平成17年度で張替え補助の対策を講じてほしい。 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・農業用廃棄ビニールの処理について、先進的な事例の紹介等を含め市の協力がほしい。 			